

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（仮称）概要

1. 目的

地域在来品種等が、農業用植物の品種の多様性の確保及び地域における農業の振興において重要

- ① **地域在来品種等**(地域で長期にわたり栽培されてきた農業用植物の品種その他地域の農業の振興に重要な農業用植物の品種)(※)の種苗の保存・利用、② **地域在来農産物等**(地域在来品種等の種苗を用いることにより得られる収獲物)・その加工品の利用の促進に関し必要な事項を定め、施策を総合的かつ効果的に推進
(※)遺伝子組換え技術又はゲノム編集技術を用いて育成されたものを除く。

- ・農業の持続的かつ健全な発展に寄与
・農村その他の地域の活性化・食料の安定供給の確保・国民の豊かな食生活の実現に資する。



2. 基本理念

- (1) 民間において十分に行われぬおそれがあることに鑑み、国・地方公共団体が積極的な役割を果たすこと。
- (2) 地方公共団体が創意工夫を生かしつつ主体的に取り組むとともに、国がこれに対して積極的に支援を行うこと。
- (3) 農業者の権利利益の保護に配慮すること。

3. 基本方針・都道府県計画等

- (1) 農林水産大臣は、基本方針を定めるものとする。
- (2) 都道府県・市町村は、基本方針を勘案して、都道府県計画・市町村計画を定めることができる。
- (3) 国は、都道府県・市町村に対し、都道府県計画・市町村計画の作成及びこれらの円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

4. 基本的施策

【1】地域在来品種等の種苗の収集及び保存並びに提供等

- ① 地域在来品種等の種苗の収集・保存、② 地域在来品種等の種苗の提供及び地域在来品種等に係る情報の提供等

【2】技術の開発及び普及

- ① 地域在来品種等の種苗の長期的かつ安定的な保存に資する技術、② 地域在来品種等の種苗の増殖に関する技術の開発・普及のために必要な施策

【3】人材の育成及び確保

- 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等に関し専門的な知識・技術を有する者その他の地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に寄与する人材の育成・確保を図るための研修の実施等

【4】連携の強化

- (1) 地域在来品種等の種苗の保存・利用の促進を図るための関係者(例：試験研究機関)等との連携の強化に必要な施策
- (2) 地域在来農産物等及びその加工品の利用の促進を図るための地方公共団体及び関係者(例：農業者・農業者団体)により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携の強化に必要な施策
- (3) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進を図るための地方公共団体相互の連携の強化に必要な施策

【5】関係者の活動に対する支援

- 地域在来品種等の種苗の保存又は地域在来品種等の種苗・地域在来農産物等の生産を行う農業者・農業者団体等を支援するため必要な情報の提供、助言、財政上の措置等

【6】国民の理解と関心の増進

- (1) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の重要性に関する国民の理解と関心を深めるための、① 地域在来品種等の種苗・地域在来農産物等の生産等の体験活動の促進、② 学校給食等における地域在来農産物等及びその加工品の利用の促進、③ 地域在来農産物等及びその加工品を用いた地域の特色ある食文化に関する広報活動の充実等
- (2) 民間の団体等が行う地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の重要性に関する国民の理解と関心を深めるための活動を支援するため必要な助言、指導その他の援助

5. 農業者等の意見の反映

- 国・地方公共団体は、施策の策定に当たっては、地域在来品種等の種苗又は地域在来農産物等の生産を行う農業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

※施行期日：公布日から施行